

**【申請による代議員推薦について（代議員選出規程申し合わせより抜粋）】**

当分の間、被選挙権者については下記のとおりとする。

- (1) 医学または歯学の大学等の解剖学教育・研究担当専任教授である正会員とする。但し、代議員が解剖学以外の教育・研究職等に転じた場合でも、代議員の資格が継続され、被選挙権も有するものとする。
- (2) 正会員として通算10年以上の経歴を有し、解剖学の教育・研究について、前号の者と同等以上の寄与をなしていると社員総会にて承認された者。
- (3) 65歳を超えて医学または歯学の大学等の解剖学教育・研究担当専任教授である場合は被選挙権を有する。
- (4) 欠員が生じている場合に限り、(1)の申請を行った正会員は常務理事会の決議を経て、社員総会へ報告、(2)の申請を行った正会員については理事会での決議を経て、社員総会に諮るものとする。

---

書類の請求及び提出先

一般社団法人日本解剖学会事務局（担当：中村 聡）  
〒170-0003 豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4F 一般財団法人口腔保健協会 内  
Tel:03-3947-8891 / Fax:03-3947-8341 e-mail: gakkai24@kokuhoken.or.jp

※応募書類は封筒に「申請による代議員推薦書類一式」と明記して下さい。

※申請書類を提出する際は簡易書留・レターパックなど、配達記録が残る方法にてお願い申し上げます。